

観光社会学ゼミ卒業論文集

Vol. 9

2021（令和3）年度

琉球大学

国際地域創造学部 観光地域デザインプログラム
（観光産業科学部 観光科学科）

観光社会学研究室

『観光社会学ゼミ卒業論文集』について

観光社会学ゼミ（琉球大学国際地域創造学部）は、観光地周辺の社会調査を基軸とし、地域振興のために観光が具体的に果たしうる役割や責務、およびそのための現実的課題について考究することを主たる目的として活動しています。

3年次ゼミは、全員で1グループとして調査します。調査地や調査事象の選定、調査の目的設定は、指導教員が指示するのではなく、ゼミ生が自ら議論を重ねて行います。さらに、実効的かつ実現可能な調査計画の策定はもちろん、調査対象者へのアポイント取りや挨拶に至るまで、すべてゼミ生が行います。換言すれば、社会調査の最初から最後までの一通りを、全員で協力しながら経験するわけです。指導教員は、議論にも調査にも同席し、適宜アドバイスや方向修正を行いますが、前面に立って主導することはありません。調査の結果は、年末にポスターとしてまとめ、さらに観光景観学ゼミとの合同発表会にて報告しています。

これらに先駆け2年次に3～4回のみ実施するプレゼミでは、上記の3年次ゼミ活動を有効に進めるため、座学などによるオリエンテーションや基礎づくりを行っています。

4年次ゼミは、原則として個人単位で調査します。調査目的などには一切制限がなく、調査地も沖縄本島内に限りません。ただし、各人はまず調査計画書を作成し、指導教員に対してプレゼンすることを求められます。指導教員はこれに対し、調査の意義や実現可能性などの観点から審査を行います。この審査で合格せねば、調査に着手することは許されません。調査の結果に基づき、各人は年度末に卒業論文を執筆します。卒業論文は、様式に従い原則6ページにまとめることを条件としています（もっとも教員が必要と認めた場合はページ超過もあり得ます）。社会学の論文としては短いこの分量は、読者を意識して情報の取捨選択を厳密に行うこと、一言一句に責任を持ちながら自身の主張を精緻に立論することを重視し、これらの能力を涵養することを目的として設定しているものです。

卒業論文は、ゼミ（「地域・国際実践力演習」）とは別に独立した科目（「卒業研究」）として、単位認定評価の対象となります。すなわち、演習の評価は各人の努力の仕方などプロセスを重視して行うのに対し、卒業研究の評価は書き上げられたもののみが対象です。その評価の結果、指導教員が合格を出した論文のみが、この『観光社会学ゼミ卒業論文集』に掲載されることを許されます。

次ページ以降に掲載された論文は、すべてこれに合格した卒業論文です。観光社会学ゼミ活動は、この論集の発刊をもって終了となりますが、ゼミ生諸君にはこの経験を糧として、今後もさらに飛躍を遂げていてもらいたいと思います。

零細・点在している農地におけるオーナー制度の継続性 —愛知県南知多町の水田オーナー制とビワオーナー制を事例として— ……………	家田 侑 3
文化芸術によるまちづくりの持続性 —沖縄市における音楽によるまちづくりを事例として— ……………	國仲 菜月 14
バッファゾーンにおける住民生活の実態と官民連携の在り方について —北中城村荻道集落・大城集落を事例として— ……………	喜屋武 裕士 25
公共事業における KPI 評価の問題点 —沖縄県豊見城市の子育て支援施策を事例として— ……………	盛 ちひろ 36
地域資源を活用した地場産業活性化事業の成果と課題 —恩納村リゾートウェディング活用地場産業活性化事業を事例として— ……	仲村 優利 45
未指定文化財を活用した地域をまたぐ周遊的な観光の可能性について —沖縄市知花グスクを例として— ……………	島 彩乃 57
離島の観光地域における観光教育に関する一考察 —伊江島の初等教育を事例として— ……………	島田 雄飛 70
2つの歴史的価値を有する史跡における活用の在り方について —浦添城跡を事例として— ……………	田場 志穂 77
時代の変化に対応した都市公園の今後の維持管理のあり方 —沖縄県浦添市内の都市公園を事例として— ……………	手登根 穂 89
ハンセン病問題に関する取り組みの現状と療養所施設の今後の在り方 —沖縄県国立療養所宮古南静園を事例として— ……………	上地 百華 98
地域キャラクターの運営と活用における課題に関する研究 —中城村の「護佐丸くん」と「琉花」を事例として— ……………	饒平名 将太 106

要約集 115

要約集

零細・点在している農地におけるオーナー制度の継続性

—愛知県南知多町の水田オーナー制とビワオーナー制を事例として—

家田 侑

今日、労働力不足によって日本各地の農地が荒廃の危機に直面している。この対策の1つとして、都市住民に直接耕作に関わってもらいながら農地を保全していくオーナー制度が注目を集めており、活動の継続や発展が望まれている。しかし、主催者や活動支援者の負担が大きいことなど継続が課題になっている。特に、零細・点在している農地でのオーナー制度では、一段と難しくなるだろう。では、このような農地でオーナー制度を持続的に行うためには、どのような体制や支援が必要になるのか。本研究では、愛知県南知多町で実施されている水田オーナー制とビワオーナー制を研究対象として、運営者のNPOにインタビュー調査、オーナーにアンケート調査を行い、活動を行う上での現状や問題点、継続課題は何かを考察した。さらに、行政へのインタビュー調査もを行い、農業への支援策や耕作放棄地対策について聞くとともに、資料・データ収集を行った。

調査の結果、継続課題には作業負担や資金難というように様々な問題点が存在するが、一番の本質的な課題は、オーナー制度の活動やその公益性についての認知・理解が行政や地域住民に広がっていないことであることが明らかになった。さらに、コメとビワとではオーナーの作業頻度や負担が異なることから、オーナー制度は農作物ごとで違った特徴や課題を持っていることが分かった。このことから、活動や活動に対する公益性の認知を高めること、1つ1つのオーナー制度にあったアプローチを行っていくことが、持続的なオーナー制度の実現につながり、遊休農地や荒廃農地の発生防止・解消につながると言えるだろう。

文化芸術によるまちづくりの持続性

—沖縄市における音楽によるまちづくりを事例として—

國仲 菜月

近年、産業構造の変化により都市の空洞化や荒廃が問題となる中、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取り組みとして、「創造都市」という概念が国内外で注目されている。文化庁において表彰制度を設けているが、表彰されたものの、その後の発展に繋がらないという実態もある。そこで本論は、沖縄市の音楽によるまちづくり施策を対象とし、まず創造都市として評価された2007年度の政策はそもそも創造都市の条

件を満たしていたのかを検証する。ついで、現在の事業の現状と課題はどのようなものがあるか明らかにしていく。そして、音楽といった文化芸術によるまちづくりの持続性について考察し、創造都市振興の今後のあり方を検討した。

調査の結果、沖縄市が2007年度に表彰された「中の町・ミュージックタウン整備事業」は、人材育成や地域活性化の場の創造といった点で文化庁から評価されていたが、創造都市の条件と照らし合わせると、ほぼすべての創造都市の条件を満たしていなかったことが明らかになった。現在における「音楽によるまちづくり推進事業」では、市による周知の消極性や住民の認識の低さが課題として挙げられた。それらを踏まえ、音楽によるまちづくりと言ったとき、他の資源と融合させ総合的なエンターテインメントを展開し、地域住民参加型の事業を積極的に取り組むことが求められる。

こうしたことは、広く文化芸術によるまちづくり全般に言えるだろう。文化芸術によるまちづくりを推進するにあたっては、市町村内や周辺地域の他の資源と融合させ複合的な事業展開を行うことで、より持続性の高いまちづくりを望めるのではないだろうか。

バッファゾーンにおける住民生活の実態と官民連携の在り方について

—北中城村荻道集落・大城集落を事例として—

喜屋武 裕士

近年の世界遺産をめぐる状況の多様化により、以前のようなバッファゾーンの機能は大きく拡大している。遺産本体に限らずバッファゾーン自体の保全も協調されるようになってからは行政・専門家に限らず、地域住民の関与の必要性が強くうたわれている。住民生活へのデメリットもあり得る中で、住民らも含めた「精神性の共有」は、容易に達成されるものとは考えにくい。

本研究では、中城城跡の維持管理・活用を担う行政関係者と世界遺産中城城跡のバッファゾーンに含まれる周辺集落「荻堂地区ならびに大城地区」を対象として、機能が拡大するバッファゾーンにおける住民生活の実態と行政部門との連携の在り方について明らかにし、バッファゾーンに生活を営むうえでのメリットと認識について考察を行った。

その結果、北中城村行政の打ち出す施策には村内全域の自治区の特色や住民意見を積極的に取り入れる形が見られ、これはバッファゾーン該当地域においても同様であった。個々人での判断にゆだねられる形で導入される施策も見られ、域内住民の理解・活用には課題が見受けられる。加えて、区民の意見や城跡への意識、関係の深さについては個人によって異なり、各々の解釈をもとに誇りや生活地への愛着を持っていた。以上の事から、文化遺産を有する地域における遺産本体との連続性や一体感の醸成には、域内住民を巻き込んだ遺産保護の実現のために行政が主体となり、域内住民と遺産本体との橋渡しとなる機会をつくるのが、必要不可欠であると考えられる。

そのためには遺産本体に対する住民らの意識を把握し、それに対応する形の行政施策を

行うことが重要であろう。

公共事業における KPI 評価の問題点

—沖縄県豊見城市の子育て支援施策を事例として—

盛 ちひろ

地方創生における総合戦略では、その推進にあたり、政策の進行管理のため計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）、4段階のサイクルを確立することが強く求められている。評価（C）の際に用いられる具体的な数値で表された「KPI（重要業績評価指数）」が、政策や事業を適切に評価しているかを検討するため、本研究では、沖縄県豊見城市の子育て支援施策を事例として、KPI 設定の経緯、支援対象者らが求める施策との異同について明らかにし、その結果を踏まえて、公共事業の評価方法、また数値では表せない定性的な評価の在り方について考察する。

調査の結果、KPI の目標値と実績値の間には大きな乖離があり、数値のみで評価することは実情を正確に評価できないという点が浮き彫りになった。また、質の高い支援の提供が求められているが、KPI では質的な評価は読み取りにくいいため、評価が限定的であることがわかった。そのため、KPI のみで政策や事業を評価することは早計な判断で、理想的な評価とは言えない。

これらを踏まえ、一般的に言って公共事業においては評価が限定的となってしまう数値のみでの評価ではなく、定期的に市民の意見を汲み取る機会を設ける必要がある。そこで、政策や事業に意見を反映させていくことで、適宜、市民の求めるものと行政の数値による評価のズレをすり合わせるができるのではないだろうか。

地域資源を活用した地場産業活性化事業の成果と課題

—恩納村リゾートウェディング活用地場産業活性化事業を事例として—

仲村 優利

2009 年以降、沖縄県ではリゾートウェディングが盛んであり 1 年間のリゾートウェディング実施組数は国内外共に増加傾向にあったが、2020 年以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりその数は大幅に減少した。しかしこれを背景に「フォトウェディング」の需要が高まった。ただ、フォトウェディングの在り方は時として地域との間に軋轢を生むこともある。

そこで本論では、リゾートウェディングで人気のある恩納村が 2019 年度より地域活性化を目的として実施している「恩納村リゾートウェディング活用地場産業活性化事業」が、どのような振興を行いつつ地域課題の克服を目指しているのか調査しつつ、地域資源を活用した地場産業活性化事業及びリゾートウェディングの在り方について考察した。

その結果、本事業では撮影許可申請制度を整えるだけでなく、様々なイベントやキャンペーンを行うことで恩納村ファン（通称「たーちー」）の獲得を目指していることがわかった。これらの活動を通して地域住民の生活の質の向上をもたらし、さらに地域連携体の体勢及び協力体制も確立させた。しかし本事業は3年で終了するため、その後いかにして経済的支援を確保し、活動を継続し、地域住民間の認知度を向上させるか、という課題が残っていることがわかった。

リゾートウェディングに対する地域住民の理解と協力を得ていくためには、まずリゾートウェディング業界の事業者から歩み寄り、良好な関係を築こうとする姿勢を示す必要がある。本事業はもとより、各地のリゾートウェディング事業や施策においても、この点については改めて熟考していく必要があるだろう。リゾートウェディングに限らず、地域の強みとなる資源を活用して経済的な地域課題を解決していくことは、非常に効率的であると言える。だからこそ、各地の同様の試みにおける優れた点や不足している点について、知見を集積していくことが重要だろう。

未指定文化財を活用した地域をまたぐ周遊的な観光の可能性について ——沖縄市知花グスクを例として——

島 彩乃

近年、文化財を保存し継承していくことが困難であると指摘される中で、複数の文化財を一定のテーマに基づき保存・活用することの重要性が説かれている。観光振興においても、複数の資源を共通のテーマで面的に捉え、地域をまたぎ観光活用することが謳われている。これらを踏まえると、観光対象ではなかった文化財にとって、観光資源として人気の文化財と関連づけて観光活用されることは、保存・継承の問題の解決に役立つのではないだろうか。そこで本研究では、文化財の保存と観光活用が両立できるあり方を考察するため、沖縄県沖縄市の未指定文化財である知花グスクを対象に、世界遺産に登録された沖縄県うるま市の勝連城跡の歴史的な関わりに注目し、それらを結ぶ周遊観光の可能性について調査した。

調査の結果、知花グスクは地域では拝所として定期的に利用されているが、不法投棄があり、一部の人には価値を全く理解されていない現状が見られた。市内の様々な部署からは活用について考えられてきたが、現状維持を強く望む声があるなどの理由から、幅広い活用のための整備には至っていないことがわかった。また、沖縄市はうるま市と連携した周遊観光促進事業の中で、2つの対象を含む周遊ルートを作成しているが、来訪者の満足度に差が生じる懸念があることも明らかになった。

以上のことから、今後文化財を保護していくためには幅広い周知が必要であり、その点で周遊観光での活用は役立つと考察した。観光活用のためには最低限の整備が望まれるが、その際には地元住民から観光活用に対する理解を得ることを優先して取り組むべきだ

ろう。さらに、関連する文化財の所在する地域の人にも参加してもらうことで、地域を越えて文化財を保護する意識が生まれる可能性がある。それがうまくいけば、史跡の保存と観光活用を両立させることができるのではないだろうか。

離島の観光地域における観光教育に関する一考察

—伊江島の初等教育を事例として—

島田 雄飛

日本において観光が重要な政策として位置づけられて以降、「観光教育」が高等教育機関を中心に行われ始めた。また、初等教育機関にも普及すべく観光庁は観光教育普及啓発動画を作成し早くから取り組めるようにしている。しかし、従来の観光教育は観光業に従事する人向けへの実務的な教育が中心となり次世代への人材育成がまだ普及途中である。そこで本研究では、伊江村と観光立県を謳う沖縄県を対象にし、そこで行われている観光教育の実状を調べ、先行研究が定義した観光教育のあり方と照らし合わせて検討する。それを通じて条件不利地での観光教育を改善するために必要なことを考察した。

観光教育を行う上で、「ツーリスト」「メディアーター」「コミュニティ」の3つの層に対する教育が必要とされるが、伊江村、沖縄県においていずれの層に対しても十分な取り組みがなされていないことが明らかとなった。また、観光教育を今後実施するにしても現場だけだと他業務の兼ね合いもあり導入は困難であり、観光教育の重要性を訴えるだけでは問題解決には程遠いことがわかった。そのため、1つの自治体だけでなく沖縄県やOCVBなどが先導して行い全県的な交流を図るための取り組みが求められる。

このような観光教育を各都道府県で充実させることができれば国の重要政策のひとつとされている観光の発展、それに伴う地域振興の手助けにもなるだろう。次世代を担う世代への教育を充実させることが子供達への活力になりそれが地域振興に結びつく。これらを通して全国地域の振興に現実性が出てくるのではないのだろうか。

2つの歴史的価値を有する史跡における活用の在り方について

—浦添城跡を事例として—

田場 志穂

近年、「文化財の活用」は公開・普及・教育のみならず観光振興も重視する認識が広がりつつある。しかし、史跡の中には、華やかな歴史の価値だけでなく、戦争や災害など暗い歴史としての価値も含まれる。では、2つの相反する価値を持つ文化財は、どのような形で観光客にそれらの価値を伝えることが望ましいのだろうか。本研究では、沖縄県浦添市に位置する浦添城跡を事例とし、比較対象としてリバプールの事例も取り扱う。浦添城跡の関係者を対象としたインタビュー調査結果に基づき、浦添城跡の管理活用の実態と課題を明らか

にし、どのような活用方法が適切なのかを考察した。

調査の結果、浦添市は 2018 年度から観光振興が本格化し、情報発信や受け皿づくりをしている段階であった。多くの関係者が浦添城跡の複層的な歴史を伝えたい考えを示す一方で、観光振興課は、史跡としての活用には積極的な姿勢であり、戦跡に関しては消極的な姿勢を示した。観光客の滞在時間を延ばし、他の観光地と差別化を図るためには、滞在できる体験や奥行きのある地域のストーリーが必要である。リバプールは、正負の歴史を切り離さず活用したことで、複層的な歴史を知ることが出来る場所になり、教育、まちづくり、経済振興、観光振興に繋がった。注意すべきなのは、戦争の歴史を伝えるうえで戦跡が「見世物」になり得る点だ。これを防ぐためにも、「古琉球」と「沖縄戦」の歴史を「琉球王国以前の歴史の発信場所」と「世界平和の教育場所」として位置づけを行い、DMO 候補法人である観光協会や市が連携し、今後 2 つの歴史を同時に活用できるような環境を整える必要がある。正負両面の歴史を持つ文化財において、暗い過去への捉え方を変化させ、様々な活用方法を用いて価値を伝えていくことが重要ではないだろうか。

時代の変化に対応した都市公園の今後の維持管理のあり方

—沖縄県浦添市内の都市公園を事例として—

手登根 穩

都市公園は地域の活性化において欠かせない存在であり、地域住民に活動の場、憩いの場を提供するなどの重要な役割を果たしている。都市公園の管理は法律上、国または地方公共団体が行うこととされているが、一部の公園では自治会が管理を担っているところもある。しかし近年、少子高齢化により公園利用や自治会活動が低下し、時代にあった公園づくり、管理システムの再構築が求められている。

そこで本論は、浦添市内の街区公園を対象に、維持管理を行政が行なっている公園と自治会が行なっている公園をいくつか挙げ、それらの公園の維持管理の実態を重点的に調査した。双方の違いを比較した上で街区公園が今後どのような管理形態で維持されるべきであり、住民は管理にどのように関わるべきであるか、また、公園を通じた地域活性化の今後のあり方について考察した。

調査の結果、浦添市には 3 つの管理形態の街区公園、共有地が存在した。管理形態による大きな違いは見られなかったが、公園内ルールの作られ方などの細かい点において違いが見られた。維持管理活動の後継者不足が懸念される中、公園内で組織されたイベントが豊富であるほど公園の維持管理状態が良好だと言えることから、今後、様々な組織がイベントや活動を行えるようにしつつ、周辺住民の意向を組み込んだ、厳正な活用ルールを策定できる新たなシステムが必要となる。

民間企業や学校、市民等の組織との連携を成立し、市内の公園の問題を共有するネットワークを構築し、さらにこのネットワークが新たなシステムへと発展を目指すのが望ましい

のではないか。そのシステムにおいても生活に密着した憩いの場について広域的にサポートし合う体制を作ることが、ひいては新たな地域活性のあり方を示すかもしれない。

ハンセン病問題に関する取り組みの現状と療養所施設の今後の在り方 —沖縄県国立療養所宮古南静園を事例として—

上地 百華

社会から社会的弱者に対する差別や偏見などの問題をなくそうという長年の取り組みにもかかわらず、現代においてもそれらによって苦しむ人たちは存在する。その1つの例として、「ハンセン病」問題が挙げられる。らい予防法廃止から25年、ハンセン病国賠訴訟から20年経った2021年現在、ハンセン病問題は解決に向けて前進しているように見られるが、ハンセン病問題に対する人々の意識や正しい知識の有無が問われている。また現在では、ハンセン病療養所施設入所者やハンセン病元患者の高齢化が著しくなっており、ハンセン病療養所施設を今後どのように残し、且つ活用し、後世にいかに関引き継ぐのかという新たな課題にも直面している。そこで本論では、沖縄県宮古島市にある国立療養所宮古南静園を対象として、ハンセン病療養所の試みやハンセン病問題に関する取り組みの現状と、ハンセン病療養所施設の今後の在り方について調査した。

調査の結果、宮古島市では南静園を含む複数の団体によってハンセン病問題における人権啓発活動を県内外にて受動的に行っているが、ハンセン病に対する知識やハンセン病元患者に対する理解が市民全体に広がっていない現状であることが明らかになった。そのため人権啓発活動の拡大が必要であり、今後は関係する団体や行政と連携をとりつつ人権教育の強化・拡大ハンセン病問題に関する正しい知識の認知度増加を図るのが望ましいだろう。また宮古南静園および宮古島市では療養所施設の今後のあり方についても具体的に考えられていないのが現状である。このことについて考える際、さまざまな立場から意見が分かれることが課題となるが、ハンセン病元患者や南静園の望みを中心に将来構想を具体化していくことが、今後差別や偏見をなくしていくにあたって必要不可欠となる、地域の人々の人権感覚・意識向上にもつながるのではないだろうか。

地域キャラクターの運営と活用における課題に関する研究 —中城村の「護佐丸くん」と「琉花」を事例として—

饒平名 将太

近年、共同・交流場面の衰退から地域への関心が薄れる恐れがある中、地域キャラクターの地域愛醸成の役割が注目されてきた。しかし、地域キャラクターの乱立による注目度の低下の課題を抱えている。それにより人気が出ず、投資が無駄になる恐れを回避するため「いかに目立たせるか」を重きに地域キャラクターが設置されると、地域愛醸成の目的が蔑ろに

なる。そこで、本研究では、地域愛醸成に貢献する地域キャラクターとして必要な取り組みを考察するため、「護佐丸くん」と「琉花」の運営の比較、「護佐丸くん」の活用是非の判断基準について、中城村を焦点に調査した。

「護佐丸くん」の運営・管理は村主体で行われ、地域に根付いているものの、「琉花」に関しては運営を全て民間業者に委託していたことから、村の望む地域キャラクターとして根付かず、事業が中止してしまったとわかった。また、「護佐丸くん」の活用判断の是非について、取り扱い規定以外に明確なものは特になく、歴史や文化を知ってもらうきっかけにするため活用している意見と、歴史や文化を知ることにはそぐわないため活用しないという意見もあり、認識の食い違いが生じている課題があった。そのため、地域キャラクターの運営については、地域キャラクターがどのような存在なのかを踏まえ、活用是非の判断基準を具体的に設けて地域内合意を形成することが求められる。

このようなことは、その地域キャラクターが適切に地域愛醸成の役割を果たすことにもつながり、外部主体と連携しての運用が不測の事態を招いてしまうことも避けられる。それにより、地域キャラクターは乱立による注目度低下の課題を抱えている現在においても、地域愛醸成を持続的に実現できるコンテンツとして確立できるのではないだろうか。

観光社会学ゼミ卒業論文集 Vol. 9

2022年2月4日発行

琉球大学国際地域創造学部
観光地域デザインプログラム
(観光産業科学部観光科学科)
観光社会学研究室

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

mochi@grs.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.tourism.u-ryukyu.ac.jp/semi/OST>
